

銀行取引約定書の追加に関する覚書

平成 年 月 日

KEB ハナ銀行（取扱店： 支店）

	住 所	
本 人	氏 名	印
	住 所	
連帯保証人	氏 名	印

私および保証人は、貴行との間で平成 年 月 日付で締結した銀行取引約定書（その後の変更等も含み、以下「原契約」という。）に関して、貴行との取引には下記記載の第14条が追加して適用されることを確約します。

なお、本覚書による変更は、上記原契約締結日に遡って効力を生じるものとします。また、本覚書により変更される部分を除き、原契約のいかなる条項も本覚書により影響を受けず、引き続き完全な効力を有するものとします。

記

第14条(団体信用生命保険)

甲は、団体信用生命保険を付保する場合、銀行と銀行の指定する生命保険会社との甲を被保険者とし銀行を保険金受取人とする団体信用生命保険契約の締結に同意し、その被保険者団体に加入のうえ、次の各号のとおり約定します。

- ①甲は現在健康に異常なく、上記保険契約に基づき甲が別に上記生命保険会社に告知した事項は事実と相違がないことを誓約します。
- ②甲は、銀行に対する債務の弁済完了前に、上記保険契約に定める保険事故が発生したときは、遅滞なく銀行に通知のうえ、その指示に従うものとします。
- ③前号により銀行が生命保険会社から保険金を受領したときは、甲の銀行に対する債務につきその受領金相当額を充当し期限のいかんにかかわらず返済があったものとして取り扱います。ただし、甲の銀行からの借入後2年以内に銀行が前記保険金を受領したときは、この契約による借入後2年を経過するまでこの契約による債務が存続するものとします。
- ④前号の場合、保険事故発生日の翌日以降返済日までの利息その他費用等不足する金額については、甲は銀行の請求があり次第直ちに支払うものとします。

- ⑤甲の告知義務違反等により、銀行が生命保険会社より保険金の返還を請求されたときは、甲は返還すべき金額を直ちに銀行に支払うものとします。
- ⑥万一甲が銀行に対する債務の弁済を怠ったまま保険期間が経過する場合は、甲は銀行の請求により本保険期間の延長または別に銀行の指定する保険会社と銀行が甲を被保険者、銀行を保険金受取人、債務金額を保険金額とし、保険期間を銀行の任意とする生命保険契約を締結することに同意します。なお、この場合銀行の支払う保険料その他の費用は甲が負担するものとします。

以上

*銀行使用欄

担当者	責任者	支店長

共書企-2015-201702

約定内容について説明を受けました	本人	連帯保証人
	㊟	㊟